

(新) エコ住宅普及促進事業（エネ特会）

250百万円（0百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

1．事業の概要

エコ住宅に関しては、新築やリフォームの際のエコ住宅化のための具体的方法、地域の特性に応じた技術等が十分整理されておらず、また、エコ住宅のもつ快適性や省エネ性等についてもきめ細かい情報発信がなされていない。このため、現状では一部の環境問題に熱心な層への限定的な普及になっており、全国的な広がりを見せていない。

そこで、リフォーム業者や部材メーカー、建築士などからなる「エコリフォーム技術コンソーシアム」（仮称）を設立して、寒冷地や温暖地向けなどの地域性を考慮した技術、水回りの補修や外壁補修に併せて行うリフォームなどエコリフォーム技術を収集整理し、エコ住宅仕様マニュアル及びモデルを確立する。更に、コンソーシアム主催のフォーラムを開催し、関係者のネットワーク強化や技術交流を実施し、エコ住宅技術の発展を促す。

また、地元工務店やNPO等と連携して、地域の特性（気候、戸建・マンションの別など）を踏まえたエコ住宅の取組について、地元メディアによる広報等を実施する。これにより、エコ住宅の環境性や快適性をより幅広い主体に伝えるとともに、より多くの主体が参画する取組へとつなげ普及促進を図る。

2．事業計画

（１）エコリフォーム技術コンソーシアム事業【委託】

リフォーム業者や部材メーカー、建築士などからなる「エコリフォーム技術コンソーシアム」（仮称）の運営及び技術情報収集・実証、モデル検討、フォーラムの開催

（２）メディア連携によるエコ住宅支援事業【委託】

地域メディアが地元工務店やNPOの取組を広報支援することにより、エコ住宅の取組の認知度を高めるなどして、エコ住宅の普及推進を図る。

3．施策の効果

- 住宅分野での低炭素住宅への転換を促進することで第1約束期間における家庭部門の排出量削減に資する。

- 2050年の低炭素住宅のモデルを示すことによって、クールアース50を牽引する。

4. 備考

委託費 250百万円

(内訳)・エコリフォーム技術コンソーシアム事業 100百万円

・メディアによるエコ住宅支援事業 150百万円

エコ住宅普及促進事業

エコ住宅の普及を図るため、「エコリフォーム技術コンソーシアム（仮称）」を設立し、地域性を考慮した技術やリフォーム内容に応じた技術を収集整理し、エコ住宅仕様モデルを確立するとともに、関係者のネットワーク強化などによりエコ住宅技術の発展を促す。また、地元メディアが地元工務店等と連携してエコ住宅の取組について広報等を行うことにより、環境性や快適性をより幅広い主体に伝えるなど普及促進を図る。

